



放課後児童クラブ入所受け付け

小見川中央第2児童クラブの子どもたち

■定員および開設場所

名称	開設場所	定員(人)
佐原児童クラブ(新宿地区の児童)	佐原小学校内(1階)	70
佐原第2児童クラブ(本宿地区の児童)	佐原小学校内(2階)	40
東大戸児童クラブ	東大戸小学校内 (平成26年4月開所予定)	30
瑞穂児童クラブ	瑞穂小学校内	25
新島児童クラブ	新島小学校内	30
小見川中央児童クラブ (住所(字)が小見川の児童)	小見川中央小学校内※	30
小見川中央第2児童クラブ (住所(字)が小見川以外の児童)	小見川中央小学校内	30
小見川北児童クラブ	小見川北小学校内	30
小見川西児童クラブ	小見川西小学校内	30
山田児童クラブ	山田児童館内	40
栗源児童クラブ	栗源保育所内	30

※平成26年度から27年度にかけて、小見川中央小学校の大規模改修が予定されているため、小見川中央児童クラブの開設場所は、一定期間、他の教室などに移転します

放課後児童クラブの入所案内

平成26年4月から香取市放課後児童クラブの入所を希望する児童の受け付けを行います。

■対象児童

放課後帰宅しても、共働きなどで保護者のいない小学1年から3年生までの児童。

■募集期間

12月10日(火)～27日(金)

■申請方法

12月2日(月)から子育て支援課、各支所市民福祉班、各児童クラブで入所申請紙を配付しますので、必要事項を記入し、いづれかに提出してください。

※児童クラブ入所には審査があります

あります

■保育時間

授業のある日は、授業終了後から18時まで。授業のない日は、8時から18時まで。

※希望により18時30分まで延長保育を実施(延長保育申請)

■休日

日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、お盆(8月13日～16日)

■保育料

月額6000円、8月のみ1万円(おやつ代・保険料別)

■延長保育料

月額1000円

■問い合わせ

子育て支援課 ☎(50)1257

整骨院・接骨院との上手なつきあい方



柔道整復師にかかる時 ③

「柔道整復師」は、骨折、脱臼、ねんざ、打撲や肉離れなどの痛みに対して施術を行う専門家です。国家資格であっても「医師」ではないため健康保険の適用範囲に制限があります。施術を受ける前にきちんと負傷原因や症状を伝え、保険適用になるか確認して、正しく施術を受けることが大切です。

健康保険(保険証)が使える場合

- 急性または急性に準ずる外傷性の原因による次のもの
- 医師の同意がある場合の骨折や脱臼(応急手当の場合は、手当後に医師の同意が必要です)
- ねんざ、打撲、挫傷(肉離れ)

問い合わせ

市民課 ☎(50)1228



佐原第五中学校2年 柴田嶺々さん

「きれいな歯 笑うあなたに よく似合う」
歯・口の健康啓発標語 県知事賞 受賞
受賞の知らせを聞いた時は、びっくりしましたが、うれしかったです。標語はパツと思いついたものをそのまま言葉にしました。普段は磨き残しがないように、しっかり歯を磨くよう心掛けています。

11月8日は「いい歯の日」

いい歯のコツは「セルフケア(自宅)とプロフェッショナルケア(歯科医院)」の組み合わせ

■人それぞれ磨き方の癖がある
「朝晩磨いているのに、むし歯・歯周病になる」と思う人こそ、かかりつけの歯医者さんと2人3脚で口の管理が

必要です。それぞれに合った歯磨きの指導や管理をしてくれる、信頼できる歯科医院を見つけてみましょう。

■糸ようじなども使って糸ようじによって歯ブラシが届かなかった歯肉の際まで触れることができ、そこで初めて出血があり、歯肉炎に気

が付くきっかけにもなります。歯と歯の間に隙間があれば歯間ブラシ。歯肉の腫れにはデンタルリンスもおすすめです。

■磨いてもらう

小学生になると自分で磨けると思いますが、中学生までに、徐々に永久歯が生えてきます。生えたとの歯はむし歯になりやすく、大きな永久歯の磨きにくさから歯肉の腫れも出てきます。口の中の観察も兼ねて、保護者による仕上げ磨きと歯科医院でのフッ素塗布が必要です。

大人は、歯石、ワインやコーヒーなどの茶渋・タバコのヤニなどを歯科医院で落とし、口臭予防にもなります。

■痛くなる前に

痛くなってからでは、むし歯の段階としては4段階中の

3段階目です。つまり、かなり進んだ状態で、その分、削る量・通う回数・金額もかかります。年に1回、定期検診を受け、早期発見早期治療を受け、節約にもなります。

■成人歯科検診を実施中

市では、12月まで節目年齢(平成25年4月1日時点で40・50・60・70歳)の人を対象に成人歯科検診(無料)を実施しています。

また、健康づくり課(佐原保健センター)でも歯科衛生士による相談をしています。歯科衛生士は、お口の健康を守るプロです。気軽に相談ください。

■問い合わせ

健康づくり課 ☎(50)1235

あなたのまちの人権擁護委員

人権擁護委員として、法務大臣より新たに、**繪鳩寛氏**が委嘱されました。

人権擁護委員は、差別や不当な扱いなど、人権上の相談や、啓発活動を行っています。相談は無料で、秘密は固く守られます。

市役所では毎月、各支所では奇数月に相談所を開設するほか、電話での相談にも応じています。

問い合わせ

市民活動推進課 ☎(54)1138



繪鳩寛氏(府馬)

☎(78)5610